

(別記)

2020年度倉吉市農業再生協議会水田フル活用ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

効率的な水田営農の推進については、これまで麦・大豆・飼料作物等の作付拡大・定着に取り組んできており、担い手の育成・確保に一定の成果があったものの、品質や単収は近隣地域よりもやや低い状況となっている。将来の地域の担い手として期待する、集落営農組織、認定新規就農者については増加の傾向が見られるものの、認定農業者数は横ばい傾向であるとともに、担い手への農地集積の促進、団地化による農作業の効率化策の検討等、様々な課題が残されている。

また、農家の高齢化が進んでおり、農家数の減少が見られるとともに、不作付地の拡大が進んでいる。特に、米の需要量の減少に対応した他作物への転換が進まないことが不作付地増加の大きな原因であるため、需要のある作物への誘導による水田フル活用を緊急に推進していく必要がある。また、農地中間管理事業を活用し、担い手への農地集積、分散錯圃の解消を推進していく。

2 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

コシヒカリ・ひとめぼれ・きぬむすめ・星空舞を中心にJA鳥取米として全農とっとりへの委託販売を基本とするが、地域の特色ある米としてJA鳥取中央ブランドの特別栽培農産物(再生紙マルチ栽培・減農薬栽培等)、天日乾燥米については需要に合わせた栽培と直売を進める。

(2) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米の需要減が見込まれる中、飼料用米を転換作物の中心に位置付ける。また、飼料用米の生産拡大にあたっては、多収品種の導入を推進するとともに、中生品種で問題となっているもみ枯細菌病対策の徹底と追肥の施用による安定多収を推進する。

取組にあたっては、転換に対応できる経営力があり、今後も継続して取り組まれることが見込まれる担い手を支援し、生産拡大を図る。

イ WCS用稲

現在、取り組まれている農業者を中心に、生産拡大を図る。

(3) 麦、大豆、飼料作物

二条大麦については、全農とっとりへの委託販売とし、農地を集積し、ビール麦2等以上への品質向上に取り組み、契約数量の確保に努める。また、麦茶用として実需者への契約販売を進める。

大豆については、サチユタカ・タマホマレを中心に全農とっとりへの委託販売を基本とするが、今後は、県内実需者との契約栽培による有利販売の検討を進める。大規模な作付けが可能な担い手に対する加算、1 ha 以上の団地化に対して加算を設定し、認定農業者等による生産性向上に向けた取組を促進する。

飼料作物については、実需者への直接販売の需要が見込まれることから、大規模な作付けが可能な担い手に対する加算、1 ha 以上の団地化に対して加算を設定し、認定農業者等による生産拡大を推進する。また、耕畜連携の取組（飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環）を支援する。

主食用米と戦略作物又は戦略作物同士の組合せによる二毛作の取組を支援する。

(4) そば、なたね

地域の実需者との契約に基づき、現行の栽培面積を増やす。溝切り等の排水対策を推進し、品質及び収量の向上を図る。

(5) 高収益作物（園芸作物等）

白ねぎについては、需要の高い高収益作物であるため、重要な転換作物として生産拡大を図る。

J A鳥取中央を主な出荷先とし、その他直売所や道の駅での販売を進めるため、地元産作物の生産拡大と地産地消を推進する。

3 作物ごとの作付予定面積

作物	前年度の作付面積 (ha)	当年度の作付予定面積 (ha)	2020年度の作付目標面積 (ha)
主食用米	1,453.4	1,474.8	1,500.0
飼料用米	138.7	101.7	180.0
WCS用稲	0.3	1.8	1.0
麦	36.2	35.9	41.0
大豆	138.6	142.7	157.0
飼料作物	176.9	184.0	170.0
そば	9.3	9.4	7.5
なたね	0.9	0.9	0.7
その他地域振興作物	33.6	36.1	37.0
野菜 ・白ねぎ	33.6	36.1	37.0

4 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標	目標値	
				前年度（実績）	目標値
1	大豆、飼料作物、 飼料用米	担い手加算	作付面積 実施割合	(2019年度)286.5ha (2019年度) 63.4%	(2020年度) 330ha (2020年度) 65.1%
2	大豆、飼料作物	団地化加算	作付面積 実施割合	(2019年度)143.0ha (2019年度) 45.6%	(2020年度) 155ha (2020年度) 48.0%
3	飼料用米	飼料用米収量 確保助成	追肥取組者数割合 基準単収比	(2019年度) 37.1% (2019年度) 88.1%	(2020年度) 25% (2020年度) 100%
4	麦	麦高度作付助成	作付面積 1ha以上作付の占 める割合	(2019年度) 35.4ha (2019年度) 97.7%	(2020年度) 40.5ha (2020年度) 98.8%
5	白ねぎ	白ねぎ作付助成	作付面積	(2019年度) 33.5ha	(2020年度) 37ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定して下さい。

※ 目標期間は3年以内として下さい。

5 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

別紙

産地交付金の活用方法の明細

1. 地域農業再生協議会名

倉吉市農業再生協議会

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)		活用予定額
	当初配分 (A)	追加配分 (B)	
倉吉市農業再生協議会	39,604,000	39,604,000	38,456,000

(注)追加配分が未定の段階にあつては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3. 活用方法

配分枠

39,604,000円

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価① (円/10a)	面積 (a単位)※3														合計 ② ※5	所要額 ①×② (円)		
				戦略作物							新市場 開拓用米	そば	なたね	高収益作物						雑穀	その他
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米				野菜	花き・花木	果樹	その他 の高収益作物				
1	担い手加算	1	5,500		13,000	9,500		7,000											29,500	16,225,000	
2	団地化加算	1	7,700		12,000	6,000													18,000	13,860,000	
3	飼料用米収量確保助成	1	4,400					4,000											4,000	1,760,000	
4-1	麦高度作付助成	1	6,600	550															550	363,000	
4-2	麦高度作付助成	2	6,600	3,050															3,050	2,013,000	
5	白ねぎ作付助成	1	12,100										3,500						3,500	4,235,000	
合計(基幹)※4			実面積	550	13,000	9,500		7,000					3,500						33,550	※6	
合計(二毛作)※4			実面積	3,050															3,050	38,456,000	

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う用途について記入し、追加配分により支援を行う用途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。

また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各用途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)用途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分を受けた場合の調整方法

追加配分について

- ①個票の上限単価の範囲で一律に調整する。
- ②上限まで充当してもなお残余がある場合は、全ての使途で一律に追加助成を行う。
- ③必要な場合は、次の単価調整を使用する。
単価調整係数＝活用予定額／(使途ごとの対象面積×交付単価)の合計 単価調整係数は小数点第4位以下切り捨てとする。

高収益作物等拡大加算について

- ①個票番号1、2、3、4、5の上限単価の範囲で一律に調整する。
- ②上限まで充当してもなお残余がある場合は、個票番号1、2、3、4、5の範囲で一律に追加助成を行う。
- ③必要な場合は、次の単価調整を使用する。
単価調整係数＝活用予定額／(使途ごとの対象面積×交付単価)の合計 単価調整係数は小数点第4位以下切り捨てとする。

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

「整理番号4-1,4-2」を除いて、単価調整係数を乗じて交付単価を一律減額する(追加配分枠も除く)。
単価調整係数＝配分枠から「整理番号4-1,4-2」の所要額を除いた額/所要額の合計から「整理番号4-1,4-2」の所要額を除いた額
※単価調整係数は小数点第4位以下切り捨てとする。

6. 高収益作物について

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	倉吉市農業再生協議会		整理番号	1		
用途名	担い手加算					
対象作物	大豆、飼料作物、飼料用米(基幹作)					
単 価	5,500円/10a (上限:6,600 円/10a)					
課 題	<p>耕作者の減少に伴い担い手へ農地が集中してきているが、農地が多地区にまたがっており効率的な営農につながっておらず、土地利用型作物の収益性が課題となっている。また、本市の担い手の数は横ばいであり、高齢化による今後の農地集積に不安がある。</p> <p>地域で需要のある対象作物は、特に低コストでの栽培が求められており、個人のみならず集落営農組織等担い手を増やしていくことで、担い手個々の負担を軽減するとともに、多地域にまたがっている農地の集積を進め、効率的且つ効果的に活動できる環境を整備することでコスト低減を行う必要がある。</p>					
目 標	作付面積	目標	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
		実績	310ha	312.7ha	286.5ha	-
	実施割合	目標	-	64.1%	65.1%	65.1%
		実績	61.5%	64.9%	63.4%	-
内 容	担い手による大豆、飼料作物、飼料用米の栽培取組に対して、作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	<p>○助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構から農地を借り受けている農業者、認定農業者、認定新規就農者、集落営農又は人・農地プランに位置付けられた地域の中心経営体 <p>○助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙1 共通事項のとおり <p>○助成対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大豆、飼料作物、飼料用米(基幹作) <p>○その他要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大豆は出荷・販売、飼料作物及び飼料用米は、出荷・販売又は自家利用すること ・飼料用米は、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の規定による取組計画の認定を受けていること ・1圃場につき1回の助成とする 					
取組の確認方法	<p>○助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等交付金交付申請書及び協議会で作成した対象者名簿 <p>○助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙1 共通事項のとおり <p>○助成対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙1 共通事項のとおり <p>○その他要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売伝票、作業日誌等による ・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第5の規定による生産集出荷数量一覧表等による 					
成果等の確認方法	交付対象作物の作付面積及び支払対象面積を集計し確認					
備考	整理番号2、3との重複は可能とする。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	倉吉市農業再生協議会			整理番号	2	
使途名	団地化加算					
対象作物	大豆、飼料作物(基幹作)					
単 価	7,700円/10a (上限:8,800 円/10a)					
課 題	<p>大豆及び飼料作物の生産安定には水系単位での取組が不可欠である。団地化により排水性の向上を図り、適期作業を行うことが、労力低減や収益向上に繋がる。</p> <p>一方、団地化し広域で作付した際は収穫作業における機械導入や人件費の増加等の追加コストが発生する。</p> <p>当該作物の団地化に係る追加コストの一部を支援することで団地化を促進し、生産力安定化と収益力向上を図ることが必要である。</p>					
目 標			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	作付面積	目標	-	150ha	155ha	155ha
		実績	150ha	154.5ha	143.0ha	-
	実施割合	目標	-	46.0%	48.0%	48.0%
実績		46.3%	47.5%	45.6%	-	
内 容	大豆又は飼料作物(新規需要米を除く)を1作物で1ha以上、団地化して作付した面積に応じて、助成する。					
具体的要件	<p>○助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大豆又は飼料作物を生産する農家 <p>○助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙1 共通事項のとおり <p>○助成対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大豆、飼料作物(基幹作) ・飼料作物については、イタリアンライグラス、ソルガム、青刈トウモロコシ、一年生牧草等の複合を認めるが、永年性の飼料作物は除く。 <p>○その他要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大豆については、出荷・販売すること ・飼料作物については、出荷・販売又は自家利用すること ・1ha以上の連担した農地で作付が行われていること ・具体的要件は別紙2 団地化要件による ・1圃場につき1回の助成とする 					
取組の 確認方法	<p>○助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙1 共通事項のとおり <p>○助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙1 共通事項のとおり <p>○助成対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙1 共通事項のとおり <p>○その他要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団地集積計画整理表、団地計画図、現地確認等による 					
成果等の 確認方法	交付対象作物の作付面積及び支払対象面積を集計し確認					
備考	整理番号1との重複は可能とする。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	倉吉市農業再生協議会		整理番号	3		
用途名	飼料用米収量確保助成					
対象作物	飼料用米(基幹作)					
単 価	4,400円/10a (上限:5,500 円/10a)					
課 題	<p>本市の飼料用米生産者の2/3の農業者が一発肥料を使用しているが、近年は夏期の猛暑が続き、初期に施用した肥料の効果が予定より早く弱まるため収量が悪くなっていると考えられる。対策として、追肥の施用が効果的だと考えられるが、現状は、コスト負担と作業効率の問題から追肥の取組が進んでおらず、約3割の農業者しか追肥を実施していない。</p> <p>助成内容を見直し、追肥の取組を支援し収量確保を図る。</p>					
目 標			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	追肥取組者数割合	目標	-	-	20.0%	25.0%
		実績	-	15.7%	37.1%	-
	基準単収比	目標	-	100%以上	100%以上	100%以上
実績		94.8%	85.4%	88.1%	-	
内 容	多収品種による飼料用米を作付し、通常の肥培管理に加えて夏期に追肥を行った農家に対し、作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・対象作物作物を作付し、販売する農家 ○助成対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・別紙1共通事項のとおり ○助成対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第4の規定による多収品種(基幹作) ○その他要件 <ul style="list-style-type: none"> ・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の規定による取組計画の認定を受けていること ・JA鳥取中央が示す通常の肥培管理に加えて夏期に追肥を行い、且つ、戦略作物助成の交付単価の算定に用いる標準単収値以上の収穫量であること ・1圃場につき1回の助成とする 					
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・別紙1共通事項のとおり ○助成対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・別紙1共通事項のとおり ○助成対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・種もみ又は苗の購入伝票等により確認 ○その他要件 <ul style="list-style-type: none"> ・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第5の規定による生産集出荷数量一覧表等により確認 ・肥料の購入伝票及び栽培管理日誌により確認 					
成果等の確認方法	交付対象作物の作付面積及び支払対象面積を集計					
備考	整理番号1との重複は可能とする。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	倉吉市農業再生協議会		整理番号	4-1 4-2		
用途名	麦高度作付助成					
対象作物	麦(基幹作、二毛作)					
単 価	6,600円/10a (上限:6,600 円/10a)					
課 題	<p>本市では、50年以上前から麒麟ビールへ二条大麦を出荷している。現在では、ビール向け及び麦茶向けに契約栽培をしていることから、継続して実需者の求める収量・品質を確保していくことが求められている。これまで、集落単位で生産に取り組んできたが、生産者が減ってきており、収量を確保するためには面的集積により栽培環境を整え、適期作業、排水改善等により安定生産を行っていくことが必要である。</p> <p>また、地元で作られるパン用向けに小麦栽培が始まったところであるが、新たな取り組みであることから需要を満たす生産物ができておらず、引き続き生産技術確立による品質及び単収の向上が求められている。</p>					
目 標			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	作付面積	目標	-	40ha	40.5ha	40.5ha
		実績	36ha	39.8ha	35.4ha	-
	1ha以上作付の占める割合	目標	-	98.5%	98.8%	98.8%
実績		98.6%	98.1%	97.7%	-	
内 容	水田への麦作付面積1ha以上の作付を行った販売農家を支援するため、作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・対象作物作物を作付し、販売する農家 ○助成対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・別紙1 共通事項のとおり ○助成対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・麦(基幹作、二毛作) ○その他要件 <ul style="list-style-type: none"> ・対象作物を1ha以上作付すること ・1圃場につき1回の助成とする 					
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・別紙1 共通事項のとおり ○助成対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・別紙1 共通事項のとおり ○助成対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・別紙1 共通事項のとおり ○その他要件 <ul style="list-style-type: none"> ・販売伝票、現地確認等により確認 					
成果等の確認方法	交付対象作物の作付面積及び支払対象面積を集計し確認					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	倉吉市農業再生協議会			整理番号	5	
使途名	白ねぎ作付助成					
対象作物	白ねぎ(基幹作)					
単 価	12,100円/10a (上限:13,200 円/10a)					
課 題	<p>白ねぎは、水田転換野菜として本市全体で幅広く栽培されており、周年出荷に取り組んでいる。収益性が見込めることから、白ねぎを経営の柱とする新規就農者の増加等、産地としての面積が増加してきているが、1経営体あたりの作付面積が小さく、市場からの要望に十分には応えられていない。</p> <p>作付面積の拡大には大型機械の導入やリース代等コスト負担の軽減に対して支援を行うことが必要であり、こうした支援により更なる生産拡大を図っていく。</p>					
目 標			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	作付面積	目標	-	32ha	37ha	37ha
		実績	36ha	32.4ha	33.5ha	-
内 容	白ねぎを作付する販売農家を支援するため、作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・白ねぎを作付し、販売する農家 ○助成対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・別紙1 共通事項のとおり ○助成対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・白ねぎ(基幹作) ○その他要件 <ul style="list-style-type: none"> ・販売すること 					
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・別紙1 共通事項のとおり ○助成対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・別紙1 共通事項のとおり ○助成対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・別紙1 共通事項のとおり ○その他要件 <ul style="list-style-type: none"> ・販売実績、作業日誌、現地確認等による ・水田台帳等による 					
成果等の 確認方法	支払対象面積を集計					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

別紙 1

1 共通事項

「共通事項のとおり」と記載されている場合は次のとおりとする。

(1) 具体的要件

ア 助成対象者

経営所得安定対策等実施要綱に定める者とする。

イ 助成対象水田

経営所得安定対策等実施要綱別紙 1 に定める水田とする。

(2) 確認方法

ア 助成対象者

経営所得安定対策等交付金交付申請書により確認。

イ 助成対象水田

水田台帳等により確認。

ウ 助成対象作物

共済加入、現地確認等により確認。

【別紙 2】

団地化加算の要件

経営所得安定対策の交付金を受けることができる者に係る助成水田において、次に掲げる作物により連担し、かつ、排水の管理及び農作業の効率的な実施に支障がないようにまとまっている団地が構成され作付が行われていること。

1 団地の規模

団地面積は一作物に係る助成水田が 1 ha 以上あり、かつ、連担していること。助成対象となる作物の区分は次のとおりとする。

- i 大豆（白大豆・黒大豆の複合を認める。）
- ii 飼料作物

(注) 飼料作物については、イタリアンライグラス・ソルガム・青刈トウモロコシ・一年生牧草などの複合を認める。ただし、永年性の飼料作物は除く。

ア 大豆にあつては播種前契約（実需者契約）を締結し、栽培していること。

イ 飼料作物にあつては、次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

(ア) 関係する有畜農家及び耕種農家により利用供給協定書が締結されていること。

有畜農家が自家利用する場合は自家利用供給計画が策定され、倉吉市農業再生協議会に提出されていること。

(イ) 利用供給計画は次の内容を含むものであること。

- i 計画に参画している農業者（利用農業者、供給農業者）の氏名及び住所
- ii i の農業者に係る利用・供給面積及び数量
- iii 水田等の地番、面積
- iv 飼料作物の草種
- v 収穫の方法及び供給の形態
- vi その他飼料作物の供給・利用等に関する事項

(ウ) 当該年度の 5 月 31 日までに策定されていること。

ウ 作付作物が通常の収穫を挙げるに十分な状態にあること。

- i 植栽密度
- ii 病虫害及び雑草の防除
- iii 排水・肥培管理など

2 「連担」に関する基準については、次のとおりとする。

- ① 完全接続辺を有している助成水田
- ② 完全接続辺を有している助成水田と当該完全接続辺において接している助成水田

(注) 完全接続辺とは、次に掲げる辺又は外周の部分をいう。

- (i) そのおおむねすべての部分が他の助成水田に接している辺
- (ii) 仮畦畔によって仕切られている助成水田に係る場合にあつては、当該助成水田に係る水田の仮畦畔がないものとした場合の畦畔のおおむね 2 分の 1 以上であるもの

- ③ 次に掲げる線的施設が助成水田の間に介在しているときは、助成水田が接しているものとみなして①の完全接続辺を判定することができる。
 - i 農業用水・排水路又は小規模の河川（渡河する箇所まで100m程度）
 - ii 農道又は小規模の道路
 - iii 国道、県道、市道及びJR線（横断する箇所まで100m程度）
- ④ 対象作物に係る助成水田の間に介在している水田（生産調整実施者に係るものに限る。）が、次のいずれかに該当する場合には、①の完全接続辺を判定することができる。
 - i 当該対象作物と同一の作物が作付けられ、かつ、一体的に農作業等が行われている転換畑。（水田台帳に記載された転換畑）
 - ii 次のいずれかが実施されており、その合計面積が、当該対象作物に係る助成水田の合計面積の2割以内であること。
 - (i) 施設園芸用施設の設置に係るもの
 - (ii) 雨よけハウスであって、当該対象作物の作付が困難なもの

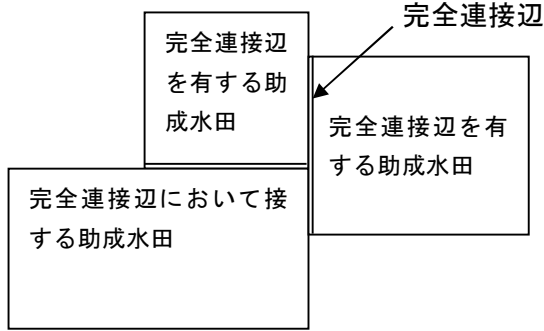
3 団地化に対する助成について

団地化に対する助成については、水田台帳に記載された水田を対象とし、経営所得安定対策において新たに対象となる畑地で、団地化を形成したものについては、助成の対象としない。

団地化の判定基準について

団地判定の例（団地の規模は一作物 1 ha 以上）

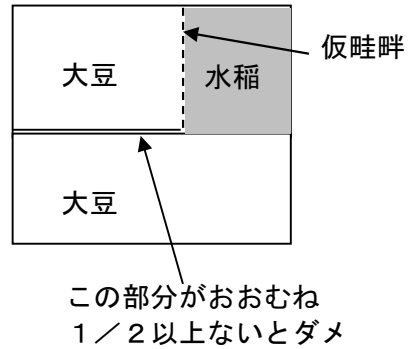
例 1 基本的な例



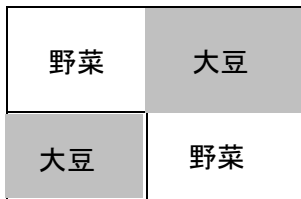
完全接続辺

- ・ おおむねすべての部分が他の助成水田に接している辺
- ・ 他の助成水田と接している連続した部分の畦畔がおおむね 1 / 2 以上の部分

例 2 仮畦畔がある場合



例 3 モザイク状はダメ



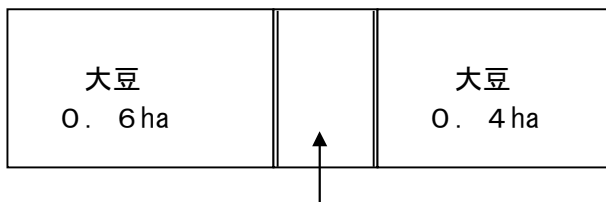
モザイク状では接続辺がないので、この場合は、連担とならない。

例 4 道路・河川をはさむ場合



- ・ 農業用用水・排水路
- ・ 小規模河川（渡河する箇所までは 100m 程度）
- ・ 農道、小規模道路、国道、県道、市道
- ・ JR 線（横断する箇所までは 100m 程度）

例 5 介在がある場合



転換畑など 0.2 ha（1 ha の 2 割以内）

- ・ 転換畑・・・水田からの転換畑であって対象作物と同一作物
- ・ その他・・・施設園芸用施設、ハウスの面積の合計が助成水田の 2 割以内